

昭毎週火、金曜日発行（但休日に当るときは翌日）  
四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

昭和三十三年三月 日

鳥取県知事 遠 藤 茂

一 実施の目的 結核及びブルセラ病予防のため

二 実施の区域 別表のとおり

三 實施の対象となる家畜の種類及び範囲

搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛  
及びこれらの牛と同一施設内で飼育している牛。ただし  
し生後六箇月分娩前一箇月及び分娩後十日以内のもの  
並びに昭和三十二年四月より昭和三十三年一月までに  
検査を実施したもの除く。

四 実施の期日 別表のとおり

五 検査及び注射駆除の方法

結核病検査 皮内注射法

ブルセラ病検査 ブルセラ急速凝集反応試験管凝集  
反応

鳥取県告示第六十七号  
次のように結核及びブルセラ病の検査を実施するから家  
畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第六  
条の規定により牛の所有者に對して検査をうけることを  
命ずる。

## 告 示

### 鳥取県告示第六十七号

次のように結核及びブルセラ病の検査を実施するから家  
畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第六  
条の規定により牛の所有者に對して検査をうけることを  
命ずる。

別 表	実 施 期 日	実 施 区 域	実 施 场 所
第一次	第二次		

鳥取県知事 遠 藤 茂

## 公 告

あん摩師、はり師、きゅう師及び柔道整復師法（昭和二十二年法律第二百十七号）第二条第一項の規定により、あん摩師、はり師、きゅう師試験を次のとおり行う。

昭和三十三年三月四日

## 三 聽聞の場所

境港市中町 境港警察署会議室

## 二 聽聞の期日

昭和三十三年三月十三日午後二時から  
明治三十二年一月一日生

## 昭和三十三年三月四日

鳥取県公安委員会委員長 堀 安 成 文

## 一 關係者住所氏名

境港市佐斐神町一、一五二

平 井 明

## 一 試験場所

鳥取保健所（鳥取市二階町四丁目）

## 二 試験日時

昭和三十三年三月二十四日（学科試験）午前九時開始  
昭和三十三年三月二十五日（実地試験）午前十時開始

## 三 試験科目

## 1 あん摩師試験の科目

## 学科試験

解剖学 生理学 病理学

衛生学（消毒法を含む。） 症候概論

法療一般 あん摩理論 医事法規

## 実地試験

あん摩実技

## 2 はり師試験の科目

## 学科試験

解剖学 生理学 病理学

衛生学（消毒法を含む。） 症候概論

治療一般 漢方概論（経穴を含む。）

三月三日 三月六日 気高郡鹿野町勝谷

勝谷家畜  
検査場

四日 ハ 七日 ハ 気高町宝木

宝木ハ  
青谷町日置谷 日置谷

十二日 ハ 十五日 ハ

鹿野町小鷲河 小鷲河

十七日 ハ 二十日 ハ

氣高町逢坂 逢坂

十日 ハ 十三日 ハ

氣高町逢坂 逢坂

## 鳥取県告示第六十八号

土地收用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第十二条

第一項の規定により次の区域の土地に立ち入り測量及び物件調査をする旨中国四国地方建設局長から通知を受けた。

昭和三十三年三月四日

鳥取県知事 遠 藤 茂

## 一起業者 建設大臣

一 事業の種類 一級国道二十九号線改築工事

## 一 立ち入ろうとする土地の区域

八頭郡郡家町大字郡家、宮谷、奥谷、下坂、稻荷、門

尾

## 公安委員会告示

## 鳥取県公安委員会告示第一号

風俗営業取締法（昭和二十三年法律第二百二十二号）第五条の規定により公開による聴聞会を開催する。

一 米子市米原字伝四郎道西空地 一五四九番ノ七先  
農道敷 面積 四坪二合  
(関係団面は土木部管理課に保管)

## 鳥取県告示第六十九号

次の国有土地は、その公用を廃止する。

昭和三十三年三月四日

鳥取県知事 遠 藤 茂

岩美郡津ノ井村大字弥宜谷

立ち入ろうとする期間  
昭和三十三年二月二十日から昭和三十三年五月三十一日まで

はり理論 医事法規  
実地試験  
はり実技

## 3 きゅう師試験の科目

## 学科試験

解剖学	生理学	病理学
衛生学（消毒法を含む。）	症候概論	
治療一般	漢方概論（經穴を含む。）	
きゅう理論	医事法規	

## 実地試験

## きゅう実技

## 4 試験科目の免除

イ はり師試験と、きゅう師試験を同時に受けようとする者は、第三号書式により共通科目の免除願を提出すること。

ロ はり師試験又はきゅう師試験合格者であつて、あん摩師試験を受けようとする者、はり師試験合格者であつてきゅう師試験を受けようとする者又

はきゅ師試験合格者であつてはり師試験を受けようとする者は、第四号書式により既に受験した科目の免除願を提出すること。（この場合は、その試験の合格証書の写を添付しなければならない。）

## 4 受験資格

1 文部大臣の認定した学校若しくは厚生大臣の認定した養成施設を卒業した者、又はこれらの学校若しくは養成施設において、それぞれあん摩師、はり師、又はきゅう師となるために必要な課程を修了した者

2 あん摩師、はり師、きゅう師及び柔道整復師法（昭和二十二年法律第二百十七号）第十九条第一項の規定による届出をした者（あん摩師試験のみ）

## 5 試験方法

試験は学科及び実地試験とする。  
学科試験は筆記又は点字で行う。

## 6 受験願書の提出期間

二月四日から三月十七日まで

## 7 受験願書の提出先

管轄保健所に提出すること。ただし他府県居住者は鳥

取県厚生労働部衛生課（鳥取市東町）にて提出すること。

## 八 受験手数料

鳥取県收入証紙五百円を願書上部余白にすること。ただし、他府県居住者は現金または普通為替で納付してよい。

## 九 提出書類

## 1 受験願書（第一号書式）

## 2 履歴書（第二号書式）

## 3 四に該当することの証明書

## 4 戸籍抄本または戸籍謄本

5 写真（手札形とし、出願前六箇月以内に脱帽で撮影したもので、裏面に出願した試験の種類、撮影年月日、氏名、年令を記載すること。）

十 受験票の交付  
受験願書を受け付けたときは受験票を交付する。

## 第一号書式

あん摩師（はり師、きゅう師）試験願

## 本籍

## 住所

氏 年 月 日 生 名

あん摩師（はり師、きゅう師）試験を受けたいので、履歴書、その他証明書及び写真を添えてお願いします。

年 月 日

鳥取県知事 殿

第二号書式

履 歷 書

本籍

住所

氏 年 月 日 生 名

、鳥取

火曜日 鳥取県公報

昭和33年3月4日

00571

第2899号

昭和33年3月4日 火曜日 鳥取県公報 第2899号

右のとおり相違ありません。

学歴  
賞罰

## 第三号書式

学科試験受験科目免除願

本籍

住所

氏

年月日生名

はり師試験及びきゅう師試験を同時に受けたいので、あん摩師、はり師、きゅう師及び柔道整復師法施行規則第十九条の規定により、学科試験科目中共通なものについて、その一方の試験を免除されるようお願いします。

年月日

鳥取県知事 殿

学科試験受験科目免除願

本籍

住所

氏

年月日生名

昭和何年何月何都道府県において施行されたはり師試験(きゅう師試験)に合格しているが、きゅう師試験(はり師試験あん摩師試験)を受けたので、あん摩師、はり師、きゅう師及び柔道整復師法施行規則第二十条の規定により、受験済科目の試験を免除されるようはり師試験(きゅう師試験)合格証書写を添えてお願いします。

年月日

鳥取県知事

殿

年月日生名

鳥取県調理士条例(昭和三十年四月鳥取県条例第二十四号)第三条の規定により鳥取県ふぐ調理士試験を次の要領により実施する。

昭和三十三年三月四日

鳥取県知事 遠藤 茂

所に提出すること。

イ 履歴書(業歴にはふぐ調理に関する経験年数を詳細に記入のこと。)

ロ 鳥取県調理士免許証の写。

ハ 写真(名刺型正面脱帽上半身で最近六箇月以内に撮影したもの。)

## 三 試験科目

1 ふぐ及びふぐ毒に関する知識

2 ふぐ調理

## 四 試験実施日時場所

昭和三十三年三月二十二日現在において食品衛生法(昭和三十三年法律第二百三十三号)第二十九条第二項に規定する施設又は食品衛生法施行令(昭和二十八年政令第二百二十九号)第五条第一号に規定する施設において食品の調理業務に三年以上の経験を有する者であり、かつ鳥取県調理士でなければならない。

## 二 申込手続

1 願書の受付期間

昭和三十三年三月四日から同年三月十八日まで(郵送の場合は三月十八日消印あるものは有効)とする。

2 受験のため提出する書類及び提出先

受験願書に次の書類を添えて住所地を管轄する保健

倉吉保健所管内

鳥取市東町 鳥取県立鳥取西高等学校

米子、根雨保健所管内

米子市錦町一丁目 鳥取県立米子西高等学校

- 2 厚生大臣の定める基準に従い都道府県知事の指定した准看護婦養成所を卒業した者
- 3 保健婦、助産婦、看護婦法第二十一条第一号第二号第四号に該当する者
- 4 外国のかく護婦学校を卒業し又は外国において看護婦免許を得た者のうち保健婦、助産婦、看護婦法第二十一条第四号に該当しない者で厚生大臣の定める基準に従い都道府県知事が適当と認めた者
- 5 昭和二十年八月十五日以前から引き続き、ソビエト社会主義共和国連邦、樺太、千島、北韓三十八度以北の朝鮮、関東州、満洲又は中国本土の地域内にあつて昭和二十八年三月二十二日以降引き揚げたもので、当該地域内において引き続き三年以上保健婦、助産婦、看護婦法第五条又は第六条に規定する業務を行つていた者のうち准看護婦試験の当日において
- 6 满十七年以上の者であつて保健婦、助産婦、看護婦法第二十二条に規定する准看護婦試験の受験資格を有する者と同等以上の知識及び技能を有する者である

ると知事が認めた者

- 5 試験の方法
  - 6 受験願書の提出期限
  - 7 受験願書の提出先
  - 8 受験手数料
- 受験手数料四百円（送付の場合は必ず書面とすること。ただし、県外から受験しようとするときは現金又は普通郵便で送付すること。既納の手数料は返還しない。）
- 1 受験願書（別記様式一）
  - 2 履歴書（別記様式一）
  - 3 写真（手札型とし出願前六箇月以内に正面で撮影したものでかつ裏面には撮影年月日及び氏名を記載

## 2 実地試験

学科試験終了後、試験場に掲示する。

五 受験料 五百円（鳥取県収入証紙を受験願書にはりつける。）

## 六 携行品

- 1 学科試験当日 受験番号票、筆記用具及び上ばき。
- 2 実地試験当日 受験番号票、白衣、白帽、出刃、薄刃、ふきん二枚、耐水はきもの。
- 3 合格者名は実地試験終了後一週間以内に所轄の保健所に掲示する。
- 4 受験願書用紙は、もより保健所に備え付けてあるから利用すること。
- 5 保健婦、助産婦、看護婦法（昭和二十三年法律第二百三号）第十八条の規定により准看護婦試験を次のとおり行う。

昭和三十三年三月四日

鳥取県知事 遠藤茂

## 1 試験場所

学科 鳥取市東町 鳥取県立西高等学校第一校舎

## 2 実地試験日時

実地 昭和三十三年三月二十七日前九時から

## 3 試験科目

- |                  |             |
|------------------|-------------|
| 解剖生理             | 細菌及び消毒法     |
| 看護史及び看護倫理        | 看護の原理及び実際   |
| 内科疾患及び看護法        | 外科疾患及び看護法   |
| 眼科・歯科及び耳鼻いんこう科疾患 | 産婦人科疾患及び看護法 |
| 皮膚泌尿器科疾患         | 理学療法        |

## 4 受験資格

- 1 文部大臣の指定した学校において二年の看護に関する学科を修めた者

右のとおり相違ありません。	賞罰	学歴	職歴	住所	本籍	履歴書	様式二
昭和 年 月 日	氏名 (ふりがな)	年 月 日生					

〔備考〕用紙は日本標準規格B5とし墨又はインキで記載すること。

〔備考〕用紙は日本標準規格B5とし墨又はインキで記載すること。

したもの)  
(イ) 四の1、2、3、に該当する者は修業証明書又は卒業証明書

証明書若しくは卒業証明書又は外国の看護婦学校修業を卒業し、又は外国において看護婦免許を得たことを証する書面

5 四の5に該当する者は次に掲げる証明書を添付すること

(イ) 被證明者の上司又はこれに準ずる者で責任ある地位についていた者たとえば政府顧問、軍顧問、病院長、副院長、科主任、総婦長等の證明書又は

被證明者が業務に従事していた病院又は診療所の所在する地区における政府又は軍の医療関係機関において右と同様な地位にあつた者で被證明者との関係が明らかなものである證明書

(ロ) 保健婦、助産婦、看護婦法第五条又は第六条に規定する業務を引き続き三年以上行つていたこと

を確実に證明する書類

(ハ) 証明書は信頼するに足ると認められる者の證明書であり、かつ證明の内容が證明者の確実に證明できる範囲内のものであること。

十 受験票は直接受験者に郵送して交付する。

6 戸籍抄本

受験票は直接受験者に郵送して交付する。

十

受験票の交付

准看護婦試験受験願

本籍  
住所

氏名  
(ふりがな)

年 月 日

昭和 年 月 日施行の准看護婦試験を受けたいので関係書類を添えて出願します。

昭和 年 月 日

島取県知事

右氏

名印